

# 令和8年度 埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託 募集要項

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和8年度 埼玉県小慢児童等相互交流支援事業

### (2) 事業の目的

この事業は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等※（以下「小慢児童等」という。）が相互に又はボランティア等と交流することで、情報の共有を図るとともにコミュニケーション能力の向上や社会性を育み、もって小慢児童等の自立促進を図ることを目的とする。

※小児慢性特定疾病医療費助成の対象になっている満20歳未満の児童等、又は、小児慢性特定疾病にり患している満18歳未満の児童（今後、小児慢性特定疾病医療費助成の新規申請を行う可能性がある者）をいう。

### (3) 業務内容

ア 小慢児童等同士の交流並びに小慢児童等と小児慢性特定疾病にり患していた者及び他の小慢児童等の家族やきょうだい児との交流

イ 小慢児童等とボランティア等との交流

ウ 小慢児童等が参加するワークショップなどの開催

※詳細は別紙「令和8年度埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託仕様書」参照

### (4) 履行場所

受託者が設置する場所

### (5) 委託期間

令和8年6月15日（予定）から令和9年3月5日まで

## 2 委託料上限

選定した事業のうち、以下の区分に該当する相互交流の支援（児童福祉法第19条の2第2項第2号及び同法施行規則第7条の41に定めるもの）に関する業務を予算1,938,000円の範囲内で委託する。

| 区分           |                  | 執行予定額の上限     |
|--------------|------------------|--------------|
| 宿泊を伴う相互交流の支援 |                  | 305,555円（税込） |
| 宿泊を伴わない      | 小慢児童等の参加数 11人以上※ | 203,703円（税込） |
| 相互交流の支援      | 小慢児童等の参加数 10人以下※ | 101,851円（税込） |

※参加数について

- ・応募にあたっては参加見込数で可とする。
- ・小慢児童等のきょうだい児や相互交流を目的として参加した児童も参加児童の人数に含めることとする。

### 3 応募資格

次の（１）～（６）のすべてを満たす事業者でなければ応募できない。

- （１）「埼玉県に居住する小慢児童等（又は難病患者）に対する相談・支援等を目的に掲げ、営利を目的としない団体」又は埼玉県内の医療機関であること。
- （２）小慢児童等の自立支援に係る取組の実績、小慢児童等及びその家族に対する相談支援の実績を有する団体又は医療機関であること。
- （３）特定の政治又は宗教活動を目的とする団体又は医療機関ではないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う団体又は医療機関ではないこと。
- （５）代表者及び団体を構成する役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」ではないこと。
- （６）代表者及び団体を構成する役員等が暴力団及び暴力団員に資金等の供給や便宜を供与するなどのほか、社会的に非難される関係を有していないこと。

### 4 手続き等に関する事項

#### （１）応募書類の提出について

##### ア 提出期限

令和８年５月２２日（金）１７時（必着）

##### イ 提出書類

次の①から④の応募書類を１部提出すること。なお、県から令和５年度から令和７年度までに埼玉県小慢児童等相互交流支援事業の業務委託を受けた者は④を省略することができる。

- ① 令和８年度埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託応募書（様式１）
- ② 提案する事業ごとのスケジュールや予算等の実施計画がわかる書面
- ③ 提案する各々の事業のうち、相互交流の支援に係る概算見積書※
- ④ 団体案内・活動状況報告等（作成している場合に限る）及び「３応募資格（２）の実績」がわかる書面

##### ※概算見積書について

- ・見積額が執行予定額の上限を超えている事業は選定対象とならないので注意すること。
- ・提案する事業全体の経費のうち、相互交流の支援に係る経費（税込）のみ計上すること。
- ・経費にかかる消費税率は１０％として計上すること。
- ・見積書には当該事業の実施に係る経費の内訳がわかるように記載すること。

##### （想定している見積書内訳の例）

- ・同行する医師・看護師等や会議等における外部専門家等への謝金
- ・旅行会社等に外注する経費（バスなどの交通費及び宿泊に係る費用）
- ・会場借料、機材借料など会議・ワークショップ等の開催に要する経費
- ・事業の広報や成果報告書等の作成などに要する経費 等

#### ウ 提出方法

- ・持参又は郵送により、後記4（2）に記載する担当宛てに提出する。ただし、持参する場合は平日の午前9時から午後4時30分までとする。

#### (2) 提出先・問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階）  
埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当  
（電話）：048-830-3561  
（Eメール）：[a3570-09@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3570-09@pref.saitama.lg.jp)

### 5 審査・選定に関する事項

#### (1) 審査方法（書面審査）

本業務における業務委託候補者については、県が設置する「埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）」において、提出された書類を基に審査を行う。委員会では提案事業ごとに審査を行い、評価合計点が高いものから順に、予算の範囲内において当該事業として選定する。

なお、審査に当たって、審査委員から企画提案書提出者へ質問又は企画提案書に係るプレゼンテーションを求める場合がある。

#### (2) 審査項目

仕様書に対応した提案内容について下表のとおり審査する。

|   | 評価項目   | 配点 |
|---|--|----|
| 1 | 提案事業は事業目的に適合しているか。                               | 5点 |
| 2 | 世帯を別にする複数の小慢児童等が参加するものであるか                       | 5点 |
| 3 | スケジュール案は詳細かつ具体的に示されているか。                         | 5点 |
| 4 | 算定根拠が示されるなど、適正な見積額となっているか。                       | 5点 |
| 5 | 提案団体は、小慢児童等の自律支援への取組の実績、小慢児童等や家族への相談支援実績を有しているか。 | 5点 |

#### (3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年5月下旬に全ての応募団体に通知する。

審査結果通知後、選定事業の応募団体は、選定事業の見積書を提出すること。

### 6 その他留意事項

#### (1) 参加申請に係る費用

参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成等に要する費用）は、参加者の負担とする。

#### (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

#### (3) 提案の失格・無効

次の各号いずれかに該当する申込みは失格又は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 提出書類がないもの。
- エ 本実施要綱の規定に従っていないもの。

(4) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

やむを得ない理由等により、公募型企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技の停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(5) 提出された書類等の取扱い

- ア 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。
- ウ 提出された書類は、公平性、透明性を期すために、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づく開示請求など関連規定に基づき、公開することがある。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報は除く。）
- エ 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者にあらかじめ通知をすることによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写を示す）できるものとする。

(6) 契約等

提案された企画内容を元に、委託先候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

協議の上、企画提案の一部を変更する場合もある。